



Title	外資系企業等の取扱い（対内調整）(4)(労働省   外務省外交史料館レファレンス番号：H221026)
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(2)No.4   公開日：平成22年11月26日   外務省外交史料館管理番号：B'5.1.0.J/U24   CD・DVD番号：H22-007
Issue Date	
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43435">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43435</a>
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

労働者

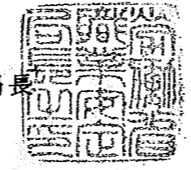
大  
糸

アメリカ局長  
参事官  
北米一課長

職発第93号  
昭和46年3月25日

外務省アメリカ局長 殿

労働省職業安定局長



在沖外資系企業の取扱い等について

昭和46年3月13日付け米北/合第527号をもつて紹介  
のあつた標記の件については、下記のとおりであるので、よろ  
しくお取り計らい願いたい。

記

1. 対米回答案については、特段の意見はない。

2. 企業リスト中労働省所管企業と見られるものについての判定  
は、次のとおりである。

なお、これらの企業は職業安定法上の職業紹介事業に該当  
するものと考えられるが、沖縄における非琉球人による職業紹  
介事業については、米民政府の布令に基づく外資導入免許申  
請の際外資導入の観点から審査が行なわれているにとどまり、  
琉球職業安定法に基づく職業紹介事業の許可を受けていない。

このため、本土復帰後、当該事業の継続を認めるか否かは  
今後調査のうえ検討することとし、必要に応じ、本土職業安  
定法に基づき新たに許可申請を行なわせる方針である。

番号	整理 番号	企業名	業種	備考1	備考2
20	26	ファーイースト・モ ナハンプロモーション(米)	芸能タレント の斡旋業	B	B
34	44	チャンピオン・カン パニー(米)	芸能タレント あつせん業	B	B
66	86	ウオン・ブラザー プロモーション CO	芸能斡旋業	B	B

要処理  
首長事務官  
総務課  
渉外調査課  
漁業  
航空  
科学協力  
連絡調整  
調査  
カナダ  
局庶務



沖繩 外資系芸能家あつ遊業者の実態について  
労働省業務指導課

## 1 調査対象事業所

- ① Wang Brothers Promotion Company
- ② Fox East Mountain Promotions
- ③ Champion Company

## 2 調査項目

### (1) 事業者の概要

了代表者の氏名、年令、住所、国籍、経歴、  
了事務所の所在地（支店、支所等を含む。）および規模  
了資産および資金の保有状況  
了兼業の有無、兼業がある場合は、その業種および内容  
了従業員数（うちあつ遊業従業者数）およびその国籍  
了その他

- 1) 沖縄、以外に本店、支店等があれば、その概要
- 2) 親会社があれば、親会社との関係

なお、定款、法人登記簿謄本、財産目録、貸借対照表、営業  
報告書があれば、それらを添付すること。

(2) 外資免許について

ア 外資免許の有効期間

(3) 事業の概要 (あつ旋の具体的方法)

ア 求職者の態様 (どのような芸能家——芸能内容——をどこから——国籍——集めてくるのか)

イ 求人者の態様 (芸能家をどこへあつ旋しているのか、そのあつ旋先を具体的に)

ウ 芸能家の沖繩入国の手続、滞在期間、沖繩滞在中

のあつ旋業者との関係 (何らかの契約を結んでいるのか、結んでいるとすれば、どのような内容か、契約書を示していただく)

エ あつ旋業者と求人者 (あつ旋先) との関係 (芸能家をあつ旋するにあたり、どのような契約を結ぶのか、契約書がもしあればそれを示すこと)

オ 芸能家と求人者 (あつ旋先) との関係 (契約内容、出演料支払方法等)

カ あつ旋手数料の額および徴収方法

キ 紹介取扱件数

### 3 その他

職業紹介には強制労働、中間搾取等の弊害が伴い易いため、日本では次のような取扱いになっていることを詔勅対象者に十分認識されるようにする必要がある。

(1) 日本では、職業紹介は原則として国が独占的に行なうこととなるが、例外的に労働大臣の許可（許可基準等は厳格である。）を得た場合

には、一定の条件下に民間人も職業紹介事業を行なうことが認められる。

(2) 民営職業紹介事業についての労働大臣許可は、外国人を特に不利に取扱うものではないし、また逆に、特に有利に取扱うことも考えていない。

(3) 外国人芸能家の日本国入国については、入国管理令で役務に関する契約（実質は雇用契約）のある者が入国が認められており、かかる雇用関係にある者を第三者にあつてすることは入国目的に反せしめるにとどまらず、職業安定法が禁止する労働者供給事業に該当するおそれがあるため、外国人芸能家の職業紹介事業は認められない。

下記の船舶の航行を認めることあり。  
ヤホービ、ウーレン、アソビの3隻の船舶を。



方錫

0  
0  
0

○ 突態が全くわからないので<sup>△</sup>判断しがたい。「あせん業」となっている  
で一応職業紹介事業と考え労働者もこれに與ふした。

問題点

(1) 沖縄 職業紹介事業を行なう場合 琉球職業安定法に基  
づく許可が必要 …… 本土でも同じ。

(2) 非琉球人については、1958年高等弁務官布令第11号「琉球列  
島における外国人の投遞」に基づき外資免許のみによって職業

紹介事業を行なうことができることになっている。(その理由は不明)

(3) 本土 職業紹介は 国が独立的に行なうことになっており、  
安定機内(職業紹介種内)の業務を補足するものとして 例外的  
に労働大臣の許可を得た場合に限る 一定の条件のもとに職  
業紹介事業を行なうことを認めている。

(4) したがって、本土復帰時に本土の職業安定法に基づき許可  
申請が必要であり、許可基準に合致した場合のみが認めら  
れる。

問題一 安定法上の問題

(5) かに 本土<sup>(職業)</sup>職業安定法の有料紹介事業の許可が認められる  
としても 外国人を<sup>(入国)</sup>入国させる紹介は、とくに<sup>(資)</sup>資家の場  
合には 興行部と雇用契約の無い者の入国は認められ  
ていない。

すでに沖縄に入国している者については<sup>(職業)</sup>紹介ができるかもしれ  
ないが、新たに<sup>(入国)</sup>入国させる者については、<sup>(資)</sup>その人を<sup>(資)</sup>誰かに  
あせんするとは<sup>(資)</sup>職業安定法の<sup>(資)</sup>労働者供給書と<sup>(資)</sup>なり<sup>(資)</sup>これは  
違反の<sup>(資)</sup>と<sup>(資)</sup>散罪<sup>(資)</sup>に<sup>(資)</sup>処<sup>(資)</sup>せ<sup>(資)</sup>ら<sup>(資)</sup>れ<sup>(資)</sup>る<sup>(資)</sup>こと<sup>(資)</sup>なる<sup>(資)</sup>。したがって<sup>(資)</sup>本<sup>(資)</sup>邦<sup>(資)</sup>上<sup>(資)</sup>職<sup>(資)</sup>業<sup>(資)</sup>介<sup>(資)</sup>紹<sup>(資)</sup>は  
<sup>(資)</sup>と<sup>(資)</sup>な<sup>(資)</sup>ら<sup>(資)</sup>な<sup>(資)</sup>ら<sup>(資)</sup>ず<sup>(資)</sup>、<sup>(資)</sup>か<sup>(資)</sup>り<sup>(資)</sup>に<sup>(資)</sup>現<sup>(資)</sup>在<sup>(資)</sup>の<sup>(資)</sup>職<sup>(資)</sup>業<sup>(資)</sup>人<sup>(資)</sup>の<sup>(資)</sup>あ<sup>(資)</sup>せ<sup>(資)</sup>ん<sup>(資)</sup>と<sup>(資)</sup>な<sup>(資)</sup>ら<sup>(資)</sup>な<sup>(資)</sup>ら<sup>(資)</sup>ず<sup>(資)</sup>。



11の企業があつせしやせし（自ら経営を行はせしむるといふこと）  
は、職労関係と健全な関係になること、多分内定はなされること  
だが、この場合の労働者の待遇はなされること、同じ労働者の  
きいともなう。（行先の管理に責任があるから）。